

2 法 人 都

区 分	均 等 割 額		法 人			
	納 税 義 務 者 数	調 定 額 ①	現 年 度		前 年 度	
			確 定 法 人 税 割 額		確 定 法 人 税 割 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
			事 業 年 度 数	税 額 ②	事 業 年 度 数	税 額 ③
総 計	人 585 535	千円 81 136 247	575 586	千円 708 772 626	63 972	千円 222 189 662
普 通 法 人	553 748	79 051 588	554 845	700 599 707	63 399	222 183 271
都 内 法 人	478 916	43 367 103	479 753	166 213 303	39 279	39 589 020
分 割 法 人	74 832	35 684 485	75 092	534 386 404	24 120	182 594 251
本 都 本 店 分	43 527	25 106 316	43 669	473 795 174	13 945	162 461 877
他 府 県 本 店 分	31 305	10 578 169	31 423	60 591 230	10 175	20 132 374
特 別 法 人	3 258	903 839	3 258	5 280 400	-	-
公 益 法 人 等	19 485	742 240	8 783	2 593 194	-	-
人 格 な き 社 団 等	1 609	94 174	1 613	81 218	-	-
清 算 法 人	7 435	344 407	7 087	218 107	573	6 391

(備考) 1 「納税義務者数」は、当該年度中に確定したもの及び決定したものの合計数による。ただし、当該年度中の事業年度数が2以上の法人においては、1
2 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上する。
3 「確定法人税割額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。

3 法 人 事

(1) 調

区 分	現 年 度			
	確 定 事 業 税 額		確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
	事 業 年 度 数	税 額 ①	事 業 年 度 数	税 額 ②
	千円		千円	
総 計	575 723	634 503 390	62 791	195 013 944
所 得 課 税 分 (外形対象法人分を除く)	558 026	195 000 659	51 232	43 016 467
普 通 法 人	531 865	185 497 783	50 663	43 008 553
都 内 法 人	468 584	98 278 059	35 306	22 366 339
分 割 法 人	63 281	87 219 724	15 357	20 642 214
本 都 本 店 分	36 807	70 523 277	8 936	16 105 920
他 府 県 本 店 分	26 474	16 696 447	6 421	4 536 294
特 別 法 人	8 825	5 649 725	24	176
公 益 法 人 等	8 783	3 523 954	-	-
人 格 な き 社 団 等	1 613	97 350	-	-
清 算 法 人	6 940	231 847	545	7 738
収 入 金 額 課 税 分	1 994	28 165 298	214	13 057 683
外 形 対 象 法 人 分	15 703	411 337 433	11 345	138 939 794
所 得 割 分	15 703	230 924 549	11 345	66 156 377
付 加 価 値 割 分	-	111 859 088	-	42 610 812
資 本 割 分	-	68 553 796	-	30 172 605

(備考) 1 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上する。
2 「確定事業税額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。
3 「外形対象法人分」は、平成16年4月1日以降に開始する事業年度分より、資本金1億円超の法人（所得課税法人に限る）を対象に導入された、外形

民 税 (平成25年度)

相 当		分		過年度相当分		合計調定額 ① + ⑧
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ②-③+④+⑤	調定額	調定額 ⑥ + ⑦	
事業年度数	税 額 ④	⑤	⑥	⑦	⑧	
千円		千円	千円	千円	千円	千円
65 118	242 810 063	18 156 993	747 550 019	14 118 358	761 668 378	842 804 625
64 675	242 808 650	18 146 390	739 371 475	14 039 905	753 411 380	832 462 968
39 901	42 293 320	5 590 804	174 508 406	3 468 421	177 976 827	221 343 930
24 774	200 515 330	12 555 586	564 863 069	10 571 484	575 434 553	611 119 038
14 233	177 469 013	10 921 627	499 723 938	9 819 048	509 542 986	534 649 302
10 541	23 046 317	1 633 958	65 139 131	752 436	65 891 567	76 469 736
-	-	-	5 280 400	34 233	5 314 633	6 218 472
-	-	-	2 593 194	30 573	2 623 766	3 366 006
-	-	-	81 218	12 114	93 332	187 506
443	1 412	10 603	223 732	1 534	225 266	569 672

納税義務者とする。

業 税 (平成25年度)

定 額

相 当		分		過年度相当分		合計調定額 ⑤ + ⑥
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ①-②+③+④	調定額	調定額 ⑥	
事業年度数	税 額 ③	④	⑤	⑥		
千円		千円	千円	千円	千円	千円
63 880	222 114 848	10 237 883	671 842 177	10 120 438	681 962 615	
52 687	50 287 874	5 884 290	208 156 356	5 505 608	213 661 964	
52 239	50 283 178	5 874 507	198 646 915	5 373 249	204 020 164	
36 029	24 625 237	3 756 170	104 293 127	4 853 856	109 146 983	
16 210	25 657 941	2 118 337	94 353 788	519 393	94 873 181	
9 357	20 577 845	1 684 200	76 679 402	38 614	76 718 016	
6 853	5 080 096	434 137	17 674 386	480 779	18 155 165	
23	37	22	5 649 608	46 294	5 695 902	
-	-	-	3 523 954	60 547	3 584 501	
-	-	-	97 350	25 272	122 622	
425	4 659	9 761	238 529	246	238 775	
239	14 114 360	82 875	29 304 850	7 270	29 312 120	
10 954	157 712 614	4 270 718	434 380 971	4 607 560	438 988 531	
10 954	83 240 821	2 719 825	250 728 818	3 760 421	254 489 239	
-	44 438 831	1 213 975	114 901 082	675 364	115 576 446	
-	30 032 962	336 918	68 751 071	171 775	68 922 846	

標準課税の対象となった法人分である。